

公立大学法人滋賀県立大学特別研究員規程

平成 25 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 154 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第 17 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）の特別研究員に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別研究員)

第 2 条 本学地域共生センター（以下「センター」という。）において主に地域共生に関する研究または活動に従事し、その研究または活動が本学の学術研究の進展に貢献すると認められる者を、特別研究員として受け入れることができる。

2 特別研究員は、地域共生に関する研究もしくは活動業績を有する者で、本学が授与するコミュニティ・アーキテクト（近江環人）の称号を有する者または同等の学識、活動業績を有する者とする。

(受入手続)

第 3 条 センター長は、特別研究員を受け入れようとする場合は、センター運営委員会において審査のうえ、特別研究員受入願（別記様式 1）により理事長に申請するものとする。

(承認)

第 4 条 理事長は、前条の申請が適当と認められるときは、受入れを承認する。

2 理事長は、受入れを承認したときは、特別研究員受入許可書（別記様式 2）をセンター長を経由して申請者に送付するものとする。

(受入責任者)

第 5 条 特別研究員を受け入れる場合は、センター長は、センター所属教員の中から、受入責任者を置かなければならない。

(受入期間)

第 6 条 特別研究員の受入期間は、1 年以内とする。ただし、必要がある場合には、延長を認めることができる。

(身分の取扱)

第 7 条 特別研究員と本学との間には、雇用関係は生じないものとする。

2 特別研究員には、給与、旅費、滞在費およびその他研究活動に要する経費は支給しない。

(施設の利用)

第8条 特別研究員は、本学の教育・研究に支障のない範囲内において、研究遂行上必要な施設、設備等を利用することができる。ただし、原則として研究室は措置しない。

(遵守義務)

第9条 特別研究員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(その他)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式1（第3条関係）

年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学 理事長 様

地域共生センター長
受入担当教員

印
印

特 別 研 究 員 受 入 願

下記の者を特別研究員として受け入れることを申請します。

記

フリガナ 氏 名		性 別	※ 1 男 ・ 2 女
		生年月日	年 月 日
現 住 所			
現 職			
最終学歴			
研究歴および 職歴の概要			
研究内容 (本学の学術研究の 進展に貢献すると認め られる事項を中心に)			
研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
センター運営委 員会審査日	年 月 日 承認済		
その他			

※ いずれかの番号に○を付すこと

※

別記様式 2（第 4 条関係）

特 別 研 究 員 受 入 許 可 書

年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学 理事長

年 月 日付けで申請のあった地域共生センター特別研究員の受け入れ
については、下記のとおり許可します。

記

フリガナ 氏 名		性 別	
		生年月日	年 月 日
受入期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
受入担当教員			
研究事項			
備 考			